

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大河原町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県 大河原町長

公表日

令和4年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>■予防接種法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。 ・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。 ・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。 <p>■母子保健法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・養育のため入院することを必要とする未熟児に対し、その医療費の給付を行う。また、扶養義務者から負担能力に応じて費用の一部を徴収する。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。 <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診（胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん）の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等を行う。 ・がん検診（胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診について、検診結果等の情報を中間サーバーに副本登録し、情報照会及び自治体間の情報連携を行う。 <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザが発生した場合、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム（VRS）に予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 第9条第1項、第19条第6号（委託先への提供）、第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）、別表第一の10、49、76、93の2の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第10条、第40条及び第54条、第67条の2</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、 別表第二 (16の2項) (16の3項) (56の2項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (102の2項) (115の2項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、 別表第二 (16の2項) (17項) (18項) (19項) (70項) (102の2項) (115の2項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号989-1295 住所:宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 大河原町総務課 電話:0224-53-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号989-1295 住所:宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 大河原町健康推進課 電話:0224-51-8623

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康推進課	事後	組織体制の変更による
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小形 治	健康推進課長	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号989-1295 住所:宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 大河原町健康福祉課 電話:0224-53-2115	郵便番号989-1295 住所:宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 大河原町健康推進課 電話:0224-51-8623	事後	組織体制の変更による
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成31年5月16日 時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成31年5月16日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目新設	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務を追記	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	なし	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく根拠を追記	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく根拠を追記	事前	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年5月16日 時点	令和3年3月1日 時点	事前	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年5月16日 時点	令和3年3月1日 時点	事前	
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の概要を追記	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項、別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条及び第54条、第67条の2	1. 番号法第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条及び第54条、第67条の2	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の情報提供の根拠を追記(番号法別表第二 16の3の項)		
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	健康増進法に基づく検診の情報連携に係る事務を追記	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	健康増進法に基づく検診の情報連携に係る事務の情報提供及び情報照会の根拠を追記(番号法別表第二 102の2の項)	事前	
令和4年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(16の3の項)(56の2の項)(102の2の項)(115の2の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2(別表第二における情報照会の根拠)(17の項)(18の項)(19の項)(70の項)(102の2の項)(115の2の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	・表記の乱れの修正 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の情報提供の根拠及び情報照会の根拠法令を以下のとおり追記 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二(16の2項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二(16の2項)	事後	内容の見直し
令和4年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年3月1日時点	令和4年7月11日時点	事前	コンビニ交付に伴う再実施
令和4年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年3月1日時点	令和4年7月11日時点	事前	コンビニ交付に伴う再実施